

# 農業振興地域整備計画変更(農振除外)申出の受付について

農業振興地域整備計画変更（農振除外）の申出を希望する方は、下記内容をご確認のうえ、期間内にご提出下さい。

## 1. 受付期間

**毎年度 6月、10月、2月 ※受付月の末日締め(休日の場合は前平日)**

- 添付書類に不備のある申出については受付できません。早めの準備をお願いします。
- 期限を過ぎた申出はいかなる理由があっても受付が出来ませんのでご注意ください。

## 2. 提出書類

別紙「農業振興地域整備計画変更申出【除外】に係る提出書類一覧表」をご覧ください。

## 3. 申出にあたっての注意事項 ※必ずお読み下さい

### 1) 土地の選定は慎重に行ってください

農振制度における農振農用地は、農業振興のため『農地を守る』立場で設定されています。そのため、農振除外の申出については、下記の要件全てを満たした場合に限り除外が認められ、転用が可能となります。よって、**全ての申出について除外が行われるとは限りません**のでご注意ください。

### 【 農振除外要件 】

- ① 除外する緊急性・必要性があること。(農地を保全する立場から見た場合)
- ② 農用地区域以外に代替できる土地がないこと。(農用地区域以外に代替可能な土地はないか)  
※既存宅地の拡張等、土地利用上検討する余地がないものを除き、他の土地を検討した経過がないものや少ないものについては、代替性について検討不足と判断させて頂く場合があります。
- ③ 変更後、農用地区域の農用地の利用上の支障が軽微であること。(周辺の農地に迷惑がかからないか)
- ④ 変更後、農用地区域の農用地の集団性及び農作業の効率性が保たれること。(集団農地のまん中が他用途の土地となり、農作業に支障が出ないか)
- ⑤ 変更後、農業用施設への支障が軽微であること。(農道や用排水路などの施設に影響は無いか)
- ⑥ 効率的・安定的な農業経営を行う者（認定農業者等の担い手）に対する農用地の利用集積に支障が生じる恐れがないこと。
- ⑦ 土地改良事業が終了してから8年以上が経過していること。
- ⑧ 除外後、農地法による農地転用の許可を受けられると見込まれること。

### 2) その他注意事項

#### ■ 農振農用地からの除外面積について

除外面積は、その目的実現のため必要最小限である必要があります。

#### ■ 除外後は除外申出の事業内容と同内容で速やかに農地転用の手続きを行ってください。

(事業を行うには、除外後、農地転用等の手続きが必要で、転用の事業内容は、除外申出の内容と同じであることが原則です。)

- 申出書に農業委員または推進委員の押印が必要です。  
(農用地の転用による影響を確認してもらう為)
- 「近隣耕作者等同意書」に地区代表者と水利耕作者組合代表者の同意が必要です。
- 計画変更する農用地の近隣耕作者等の同意が必要です。
- 近隣耕作者等同意書の印については、地域によって審議が必要となる場合があります。  
お早めに各地区代表者へお問い合わせ下さい。
- 複数隣接する建売住宅の計画は2,000㎡以内とします。
- 事業内容が建売住宅の場合は、建売住宅事業実績一覧表の提出が必要です。
- ① 高森町内の過去(平成元年以降)における建売住宅の実施状況を添付してください(任意様式)  
【実績一覧表に記載する事項】
  - ・ 計画の所在地・農振除外認可日・転用許可日・棟数・面積
  - ・ 申出時における販売完了棟数・面積
  - ・ 未販売物件がある場合は今後の処分計画(宅地造成のみの場合は未完とします)
- ② 農振除外認可後の転用許可を得てない物件、転用許可後の未販売物件が相当数ある場合の新たな農振除外申出については原則認められません。(未完了率30%以内-又は1棟程度以下であること)
- 宅地分譲を目的とする農振除外は出来ません。
- 申出から除外になるまでの期間は、申出締め切りの日から起算して半年程度かかります。農地転用とあわせると事業着工まで半年から1年程度の期間が必要となりますのでご承知おき下さい。
- 10㎡以上の除外案件で、小数点以下の面積がある場合、求積図等でその面積が明確になっている場合でも、少数点以下を切り捨てた数字を変更申出面積としてください。(不動産登記法による)

## 4. その他

### 1) その他申出等について

次の申出及び届出については毎月15日締めで随時受付を行います。

- 農業振興地域整備計画軽微変更申出(農業用施設等を建設する場合)
- 農業振興地域整備計画変更後の事業計画変更届

### 2) 申出にあたって

#### ■ 申出者の方へ

- ・ 土地の選定にあたっては、あらかじめ担当へ確認するなど、慎重に行ってください。  
(農振除外や農地転用が認められないケースがあります)
- ・ 申出は、本人申請となります。転用事業者もしくは土地所有者のいずれかの方がご提出ください。  
(転用事業者もしくは土地所有者のご家族、委任を受けた行政書士による代理申請は可)

#### ■ 土地所有者の方へ

事務手続き上の現地確認のため、申出のあった農地への立ち入りや現地の写真を撮影しますので、あらかじめご承知おきください。(立ち会いや現場説明の必要はありません)

※このほかご不明な点については、下記問い合わせ先までご連絡ください。

#### 【 問い合わせ先 】

高森町役場 産業課 農業振興係  
電話：0265-35-9405 (直通)  
FAX：0265-35-8294